

「賃金等請求事件」控訴審判決に関する声明

2017年10月4日
「未払賃金支払等請求事件」訴訟『原告の会』
代表 竹川雅治

本日、札幌高等裁判所（第2民事部・佐藤道明裁判長）は、教員の勤務延長制度に係り、学校法人札幌大学が平成25年（2013年）4月から実施した突然の一方的な不利益変更が違法無効であるとの一審判決を不服として、控訴人（一審被告）・学校法人札幌大学が取り消しを求めた「賃金等請求事件」控訴審において、一審判決を支持する判決を言い渡しました。

われわれ、一審原告は、札幌高等裁判所が下した公正なご判断に対し心より敬意を表します。また、この4年以上に及ぶ裁判闘争を陰に陽に支えてくださった数多くの皆様、団体・機関に対しまして深甚なる感謝の意を表する次第です。

また、学校法人札幌大学に対しては、本判決を真摯に受け入れ、大義なく控訴に及んだ仕儀を猛省するよう要求するものです。

本提訴の直截的目的是、不当に減額された、継続雇用期の賃金を取り戻し、教職員の権利と尊厳を護る点にありましたが、その究極の目的は、本学がその創立から今日まで、社会に有為な人材の育成を目指して嘗々と培ってきた知的財産を後世に確実に継承しようとするところに置かれていました。今般の控訴審における勝利判決によって、一審原告14名全員は、その目標実現に向けての力強くも着実な歩みが始まるのを感じた次第です。

一方で、その歩みを着実に進めるために、かくのごとき深刻な違法・不当行為を招來した本学統治体制の欠陥究明ならびに常勤理事の責任追及に手を抜くことなく取り組んで参る所存です。

原告14名は、札幌大学が、ここで学んで良かった、あるいは、在職して良かったと心から思うことができ、世界中から唯一無二の高等教育機関として尊崇の念をもって迎えられる大学へと再生できるよう努力を傾注して参ります。

以上